

○大川市就学援助規則

平成 5 年 8 月 27 日教育委員会規則第 5 号

改正

平成 20 年 1 月 24 日教委規則第 2 号

平成 22 年 1 月 27 日教委規則第 1 号

平成 28 年 3 月 9 日教委規則第 2 号

平成 29 年 3 月 29 日教委規則第 4 号

平成 29 年 12 月 26 日教委規則第 8 号

大川市就学援助規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒（法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、国（法第 2 条第 1 項に規定する国をいう。）又は地方公共団体が設置する小中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「国公立小中学校等」という。）に在籍するものをいう。以下同じ。）又は翌年度に国公立小中学校等に入学を予定している未就学児及び児童（以下「入学予定者」という。）の保護者（法第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(支給の対象となる者)

第2条 この規則により、大川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助をする者は、大川市に住所を有する児童生徒の保護者又は大川市外に住所を有し、大川市立の小中学校に区域外就学により在籍している児童生徒の保護者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 次のいずれかに該当し、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

ア 当該年度又はその前年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 当該年度又はその前年度において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の全部支給を受けている者

ウ 当該年度において、世帯員全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税非課税となっている者

エ 当該年度において、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に基づく世帯の収入額が需要額の1.3倍未満である者

オ 災害、失業等の特別な事情により生活状態が著しく悪化したと委員会が認める者

(3) その他、特に援助が必要と認められる者

2 前項の規定は、大川市に住所を有する入学予定者の保護者への就学援助に準用する。この場合において、前項第2号ウ及びエ中「当該年度」とあるのは「入学する前年度」と読み替えるものとする。

(援助の方法)

第3条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援助の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

(援助の範囲)

第4条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲内において行う。ただし、要保護者については、生活保護法に規定する扶助を受けている事項は除くものとする。

(1) 学校給食費

(2) 義務教育にともなって必要な学用品費、通学用品費及び校外活動費

(3) 新入学児童生徒学用品費等

(4) 通学費

(5) 修学旅行費

(6) その他義務教育にともなって必要なもの

(援助の申請)

第5条 就学援助を必要とする保護者は、就学援助申請書（兼世帯票）に必要事項を記載のうえ委員会に申請しなければならない。

（援助の認定）

第6条 委員会は、前条の申請があった者について、第2条各号に該当するかを審査し、援助を認定するものとする。この場合において、委員会は、学校長の意見等を徴することができる。

2 委員会は前項の認定をしたときは、学校長を経由して保護者に通知しなければならない。ただし、入学予定者の保護者に対しては、委員会から直接通知するものとする。

（援助費の支給）

第7条 援助費は、直接又は児童生徒の在学する学校長を通じて保護者に支給するものとする。

2 援助費を支給する期間は、委員会がその支給を認定した日から当該学年の末日までとする。

（援助費の返還）

第8条 援助費は、次に掲げる場合を除き、返還を要しない。

（1） 入学予定者が国公立小中学校等に入学しなかったとき。

（2） 入学予定者が、入学する前年度に大川市に住所を有しなくなったとき。

(3) 委員会において返還を要すると認めるとき。

(援助の廃止)

第9条 保護者が援助を必要としなくなったとき、又は第2条に規定する条件に該当

しなくなったときは、援助を廃止する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則 (平成20年1月24日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大川市立学校児童生徒就学援助規則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

付 則 (平成22年1月27日教委規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月9日教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月29日教委規則第4号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年12月26日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。